

第 134 号 (令和 5 年 5 月 2 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市国民健康保険条例付則第 22 項の規則で定める日を定める規則【健康福祉局保険年金課】 3
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】 4

**[告示]**

- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 5
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 11
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 12
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 13
- △ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 16
- △ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 17
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 18
- △ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託【都筑区区政推進課】 20

**[公告]**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 21
- △ 予防接種の実施について【医療局健康安全課】 23
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 24
- △ 排水設備指定工事店の指定の効力の停止【環境創造局管路保全課】 25
- △ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく措置【資源循環局事業系廃棄物対策課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】 27

△ 横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】	28
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	29
△ 同【建築局調整区域課】	30
△ 同【建築局調整区域課】	31
△ 同【建築局調整区域課】	32
△ 同【建築局調整区域課】	33
△ 同【建築局調整区域課】	34
△ 同【建築局調整区域課】	35
△ 同【建築局調整区域課】	36
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	37
△ 同【建築局調整区域課】	38
△ 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可【都市整備局市街地整備調整課】	39
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	40
<b>[医療局病院経営本部]</b>	
△ 横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	41
△ 横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】	42
<b>[教育委員会]</b>	
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	43
<b>[監査委員]</b>	
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	44

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 45 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 89 条第 1 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、「原油換算エネルギー使用量（」の次に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 68 号）第 1 条の規定による改正前の」を加え、同項第 2 号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第 18 の 2 の表に次のように加える。

58	アニリン
59	ペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）及びその塩
60	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 P F O S）及びその塩
61	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。